

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第789号)

平成22年9月3日

横 情 審 答 申 第 789 号

平 成 22 年 9 月 3 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成22年4月30日市広聴第99号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「市民の声に「広聴相談課は役に立たないから廃課せよ」との旨の声があった
広聴のすべて（設立から申立日まで）」の非開示決定に対する異議申立てについ
ての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「市民の声に「広聴相談課は役に立たないから廃課せよ」との旨の声があった広聴のすべて（設立から申立日まで）」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「市民の声に「広聴相談課は役に立たないから廃課せよ」との旨の声があった広聴のすべて（設立から申立日まで）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成22年3月17日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 「市民の声」事業は、横浜市にさまざまな手段で寄せられる市民の意見、要望、提案、苦情等の情報（以下「市民の声」という。）を、広聴情報データベースシステム（以下「広聴システム」という。）により管理するとともに、寄せられた市民の声の公表及び市政への反映により、市民満足度の向上及び市政の合理的運営に役立てることを目的に推進している事業であり、平成16年度に開始（設立）し、平成20年度末までで70,659通の情報が寄せられている。
- (2) 本事業に寄せられた情報については、すべて広聴システムに入力し、管理している。広聴システムに検索機能があり、検索のキーワードを設定すると一致する案件を検索することができることから、本件請求にあたり、「広聴相談課」及び「廃課」という組合せのキーワードで「件名」「要旨」だけでなく、「回答」の項目もくまなく検索をした。また、「広聴相談課」及び「廃止」という類義語の組合せでも検索をしたが、異議申立人（以下「申立人」という。）が開示を求めるような文書は存在しなかった。
- (3) よって、本件申立文書は、作成し、又は取得しておらず、保有していないため非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、開示請求書記載の文書・資料のすべての開示を求める。
- (2) 本件請求に係る行政文書は、作成し、又は取得しておらず、保有していないためとの根拠規定を適用する理由は、条例第10条第2項を適用する処分理由に瑕疵があるため適切な異議申立てができない。

5 審査会の判断

(1) 「市民の声」事業について

ア 「市民の声」事業は、「市民からの提案」、「市長陳情及び区長陳情」、「地域区民要望」及び「市政ダイレクト広聴」の四つの広聴事業を包括した事業である。

イ 本事業の取扱いについては、「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱（以下「実施取扱要綱」という。）及び「広聴情報データベースシステム取扱要綱」（以下「広聴システム取扱要綱」という。）に規定されている。

ウ 本事業では、文書（本市調製の投稿封筒及び投稿用紙を用いたもの（以下「専用投稿用紙」という。）並びに専用投稿用紙以外の封書及び葉書）、電子メール、ファクス、電話、面談及び集会等の場的手段により寄せられた市民の声（以下「投稿文等」という。）を扱う。このうち、封書及び葉書、電子メール、ファクス、電話並びに面談により寄せられた市民の声は、実施取扱要綱第31条第1号から第4号までに該当する場合において、「市政ダイレクト広聴」として受け付けることができるとされている（「市民からの提案」、「市長陳情及び区長陳情」及び「地域区民要望」として受け付ける市民の声は除く。）。

エ 本事業で取り扱う広聴情報（市民の声、市民の声に対する回答（対応も含む。）、その他市民の声の処理、公表及び集計に関する情報であって、職務上作成し、又は取得した情報をいう。）は、すべて広聴システム取扱要綱に基づいて広聴システムを用いて処理するものとされており、市民の声に係る文書の保存期間は5年とされている。

オ なお、本事業のほかに、実施取扱要綱に準拠した要綱をそれぞれ定め実施している「区局が独自に行う広聴事業」があるが、それらの情報も広聴システムで管理されている。

カ また、寄せられた投稿文等が実施取扱要綱第5条第1号から第8号までに該当する場合は、「市民の声」事業として受け付けないものとされている。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、開示請求書の記載から「市民の声」事業が開始された平成16年度当初から本件請求の日までの間に、「市民の声」事業に「広聴相談課は役に立たないから廃課せよ」という内容で寄せられた市民の声及び当該市民の声に対して横浜市が作成し、又は取得した文書であると解される。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書を作成し、又は取得しておらず、保有していないと主張しているため、当審査会では、平成22年6月18日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 文書、電子メール及びファクスで寄せられた市民の声については、電子ファイルにして広聴システムに取り込み、かつ、主旨を要約して入力している。また、電話、面談及び集会等の場で寄せられた市民の声については、受付時の聴取内容の主旨を要約した上で広聴システムに入力している。

(イ) 本件請求に係る文書特定を行う際に、開示請求書の記述から「市民の声」事業に寄せられた広聴のすべての範囲と判断し、広聴システムを検索した。検索にあたっては、「広聴相談課」と「廃課」又は「廃止」で検索したが本件申立文書は存在しなかった。また、本件処分後、「廃止」の類義語等でも検索したが、開示請求書に記述されている「役に立たない」では検索していない。

(ウ) さらに広聴システムにより管理している「区局が独自に行う広聴事業」についても検索が可能であったことから、念のため同様の検索を行ったが本件申立文書は存在しなかった。

(エ) なお、寄せられた投稿文等の主旨が終始ひぼう中傷にわたるなど、実施取扱要綱第5条における非受付事項に該当すると判断した場合には、「市民の声」事業として受け付けることはない。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 実施機関は、「市民の声」事業として受け付けた案件については、すべて広聴システムを用いて入力し、管理しており、本件請求にあたり広聴システムを検索したと説明している。

市民の声に係る文書の保存期間が5年であり、本事業の開始年度が平成16年

度であることから、本件請求時において既に廃棄された文書はなく、広聴システムで管理されていた広聴情報が「市民の声」事業で受け付けた全件の情報であるといえる。しかし、実施機関が本件申立文書の検索に当たって設定したキーワードは若干不十分であり、本件申立文書についての検索に遺漏がなかったとはいえず、検索方法については更に検討を尽くすことが望ましかったといえる。

(イ) そのため、実施機関は、事情聴取における当審査会からの指摘を受けて、本件申立文書の存否について再度調査を行った。

実施機関によれば、開示請求書に記述されている「役に立たない」で広聴システムを検索したのみならず、広聴相談課が受付課又は所管課となっているすべての案件について広聴システムに取り込まれていた電子ファイルを漏れなく調査したが、結局本件申立文書の存在を確認することはできなかったとのことであった。

(ウ) その他本件申立文書の存在を推認させる事情も認められず、実施機関の説明に不自然、不合理な点はない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成22年4月30日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成22年5月12日 (第170回第二部会) 平成22年5月13日 (第166回第一部会)	・諮問の報告
平成22年5月21日 (第102回第三部会)	・審議
平成22年6月4日 (第103回第三部会)	・審議
平成22年6月18日 (第104回第三部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成22年7月16日 (第105回第三部会)	・審議
平成22年8月6日 (第106回第三部会)	・審議